

# 役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬・費用弁償及び慶弔に関する

## 規程

社会福祉法人 泉会

(趣旨)

第1条 この規程は、泉会定款第6条、第8条及び第21条の規定に基づき、役員・評議員及び評議員選任・解任委員に支払われる報酬等、の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務地とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤の役員には、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤の役員については、報酬を支給する。
- (3) 評議員については、報酬を支給する。
- (4) 評議員選任・解任委員については、事務局員を除き、報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 非常勤の役員、評議員に対しては、法人用務につき別表第1に定めた額の報酬の他、理事会・評議員会出席毎に別表第2に定める報酬を支給する。

2 評議員選任・解任委員（事務局員を除く）には、別表第2に定める報酬を支給する。

(支給方法)

第4条 非常勤の役員、評議員の法人用務に対する報酬は、法人用務に従事した場合に、その都度支給する。

- 2 非常勤の役員に対する理事会出席毎の報酬は、出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する評議員会出席毎の報酬は、出席した都度、支給する。
- 4 評議員選任・解任委員に対する評議員選任・解任委員会出席毎の報酬は、出席した都度、支給する。
- 5 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(役員及び評議員に対する慶弔)

第5条 役員等に対する弔慰等は次のとおりとする。

弔慰等 本人死亡 30,000円まで

配偶者死亡 20,000円まで

但し、常勤の役員については職員の規程による。

(費用)

第6条 役員及び評議員が会議に出席したとき（法人用務を含む）は、交通費実費を支給する。用務のために出張したときは、その往復と用務に要する交通費の実費を支給する。尚、宿泊を伴う場合は、その実費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、当規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

(附則)

この規程は2017年 7月 28日より改正実施する。

また、この規程をもって、役員及び評議員の手当・費用弁償及び慶弔に関する規程（1989年制定）は廃止する。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
非常勤役員	日額 2,000円
評議員	日額 2,000円

別表第2（第3条関係）

役職名	報酬の額
非常勤役員	理事会出席毎に5,000円
評議員	評議員会出席毎に5,000円
評議員選任・解任委員 (事務局員を除く。)	評議員選任・解任委員会出席毎 に5,000円